

平成 23 年 4 月 5 日

主要経済団体の長 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
総務省大臣官房地域力創造審議官
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省職業能力開発局長
農林水産省総合食料局長
農林水産省生産局長
農林水産省経営局長
農林水産省農村振興局長
林野庁長官
水産庁長官
国土交通省総合政策局長
経済産業省経済産業政策局長
中小企業庁長官
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部長

平成 23 年東日本大震災の被災者等の 就労支援・雇用創出の推進に関する要請

去る 3 月 11 日に発生した平成 23 年東日本大震災により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

こうした中、今回の震災以降、貴団体及び傘下の企業等におかれでは、既に被災地に対する御支援・御協力をいただいているところもあると承知しております。

政府として、全力を挙げて今回の災害の復旧・復興に取り組んでいるところですが、今般の大震災により、多くの方々が仕事をする場や手段を失っている状況です。こうした事態に対応するため、

- ① 被災地域における復旧事業による被災した方々への就労機会の創出

② 被災地域以外の地域への広域的な就労支援

を目的として、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」（座長：小宮山厚生労働副大臣）において、当面の緊急総合対策として、本日付で「「日本はひとつ」しごとプロジェクト」（第一段階）をとりまとめたところです。

政府といたしましては、本会議のとりまとめに基づき、被災者等の就労支援・雇用創出に全力を挙げて取り組む所存ですが、産業界の皆様におかれましても、最大限の御協力をお願いしたいと考えております。

そこで、貴団体におかれましては、被災地及び被災地域以外の双方において、被災者等（震災の影響を受けた新卒者を含む。）を積極的に雇用していただけよう、傘下の企業等に要請していただくとともに、被災者等を対象とした求人については、ハローワークへお申込みいただくよう周知をお願い申し上げます。

貴団体におかれましては、当該要請に何卒深い御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごと暮らしを支えます～

（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

東日本大震災などにより、東北地方の沿岸部を中心にインフラのほか、事業所や住居に壊滅的な被害が生じており、多くの方々が仕事につけない状況にある。また、地震や津波、さらには福島原子力発電所の事故によって、住居や職場のある地元から遠く離れ、待避しなければならない方々も多くいる。

こうした事態に対し、雇用保険の給付や、雇用調整助成金の活用による生活の安定を図るとともに、

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災した方が被災地以外の地域に就労可能にしていくこと

など政府をあげて進め、被災した方々のしごと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく必要がある。

今回、当面の緊急総合対策を取りまとめたところであり、強力に推進する。さらに、当推進会議では、フェーズ2以降適時適切な対策を検討していく。

2. 当面の緊急総合対策

(1) 復旧事業等による確実な雇用創出

(ア) 復旧事業の推進

今回の地震と津波により、

- ・道路は高速道路1路線、直轄国道18、補助国道32、地方道241の区間で通行止め（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
- ・空港は仙台空港が被災（暫定的に救援機のみ使用可能）（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）

- ・建築物は全国で、全壊4万5,770棟、半壊8,796棟（平成23年4月3日現在、警察庁調べ）
 - ・冠水や土壌流出などの被害を受けた農地は、東北、関東地方の太平洋沿岸6県で約2万4,000ヘクタール（平成23年3月29日現在、農林水産省調べ）
 - ・漁船は地震前、岩手、宮城、福島県で約2万隻あったが壊滅的被害（平成23年4月4日現在、農林水産省調べ）
 - ・漁港は岩手、宮城、福島県で263港あったが壊滅的被害（平成23年4月4日現在、農林水産省調べ）
 - ・港湾は、青森県から茨城県の太平洋側において、重要港湾14港、地方港湾18港が甚大な被害（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
 - ・河川は全国で、国管理河川1,723箇所が損傷（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
 - ・土砂災害は全国で77件発生。その他、多数山腹崩壊あり（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
 - ・海岸は岩手、宮城、福島県で海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
 - ・水道は岩手、宮城、福島、茨城、千葉県では、計約30万户で断水（平成23年4月4日現在、厚生労働省調べ）
- といった甚大な被害が生じており、その復旧・復興を進めるとともに、がれきの撤去、仮設住宅の建設、被災住宅の円滑な補修・再建を推進する。

（イ）重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

被災した方々の雇用の場を確保するため、重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど被災した方々を雇用して幅広い事業を展開できるようとする。

また、重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業での雇用期間は、現行最長1年以内とされているが、被災した方々については雇用期間の更新を可能として1年を超えて雇用できるようにする。

（ウ）地元優先雇用への取組

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- ①当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求める）

- る)
- ② 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
 - ③ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金(特定求職者雇用開発助成金(大企業 50 万円、中小企業 90 万円)) やトライアル雇用によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する
- といった地元優先雇用への取組を行う。

また、重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、原則、被災した方々を雇用するものとする。

※なお、建設作業に従事したことのない被災した方が復旧事業に雇用されることになるため、特に安全衛生対策に配慮する必要がある。

(2) 被災した方々としごととのマッチング体制の構築 （「日本はひとつ」ハローワーク・プロジェクト）

(ア) 被災地におけるマッチング機能の強化

① 「日本はひとつ」しごと協議会の創設

増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を、確実に被災した方々の就労に繋げていくためには、自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図る必要がある。

このため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置する。そして、

- ① 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
 - ② 被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
 - ③ 復旧事業の求人のハローワークへの提出
- を地域レベルで合意し、推進していく。

② 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

被災地は、農林漁業が盛んな地域で多様な就労ニーズがある。また、広範な地域で多数の方が長期間の避難所暮らしを強いられている。これに対応すべく、以下のとおりハローワークの機能を拡大する。

＜様々な機関とのネットワークの構築＞

ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧事業や被災した方々のニーズに対応した求人を開拓する。

＜避難所へのきめ細かな出張相談＞

ハローワーク職員が避難所に赴き、被災した方々に対して、メンタル面を含めたきめ細かな職業相談サービスを届ける。また、様々な機関の支援策を情報提供する。なお、遠隔地への就職を希望される被災した方には職業転換給付金を活用した移転費用支援などを行う。

＜農林漁業者、自営業者に対する支援＞

ハローワークの主な対象者は離職した会社員であるが、今回の被災地の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても関係機関と連携して積極的に支援する。

＜職業訓練の機動的な拡充・実施＞

訓練定員の拡充や被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。

③被災地域の就労支援等

＜被災した方向けの合同企業説明会の開催＞

被災した新卒者等を対象に、被災地域内及び近隣の中小企業を集めた合同企業説明会の開催や被災地域外での就労を目指す被災した方向けの合同企業説明会の開催を実施する。

＜業界団体や中小企業団体に要請し、被災した方の受入に積極的な企業を発掘＞

政府が一体となって、業界団体や中小企業団体に対して要請を行い、被災した方を雇用する意欲のある企業を発掘し、これらの求人情報のハローワークへの提出を促進することにより、求職者の雇用促進を図る。

＜避難所での民間職業紹介の特例措置＞

民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため要件を緩和する。

(イ) 被災地以外におけるマッチング機能の強化

被災地から遠方に避難される方も多数に上ることから、ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災した方の意向に十分配慮した上で、効果的なマッチングを図る体制を整備する必要がある。

このため、被災地以外の都道府県ごとにも「日本はひとつ」しごと協議会を設置する。そして、ハローワークの機能を拡大し、関係機関が連携しながら被災した方の新たな生活をスタートさせるための支援を行う。

＜関係機関等と連携した住居の確保＞

自治体・関係機関・団体などとの連携のもと、公営住宅、雇用促進住宅、避難者の受け入れを希望する農山漁村、ホテルや旅館の情報、社宅付、寮付求人など被災した方々のニーズに対応した情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

＜農林漁業者、自営業者などの就労機会の確保＞

農協、漁協、商工会議所などと連携して、被災した方の受け入れを希望する事業主、人手不足の事業所、後継者不足の事業所などを開拓する。併せて、その求人情報をハローワークに集約し、ハローワークの全国ネットワークを通じて就職を希望する方々に発信する。

＜地元生活情報の提供＞

自治体、町内会、NPOなどとの連携のもと、病院、保育所、商店街、学校など被災した方々のニーズに対応した生活情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

(3) 被災した方々の雇用の維持・確保

今回の地震・津波で多くの事業が甚大な被害を受け、操業できない状況が生じている。また、計画停電や部品供給制約によって、休業を余儀なくされている事業所も数多くみられる。

こうした中で、雇用の安定を図っていくためには、企業の雇用維持努力を強

力に支援していくことが重要である。

(ア) 雇用調整助成金、雇用保険の特例措置の周知、推進

雇用調整助成金の特例措置により、被災地の企業の雇用維持の努力を促していくとともに、計画停電のような休業手当の支払い義務が発生しないケースについても、雇用調整助成金の活用により休業中の休業手当の支給を促していく。また、被災地において休業手当などの賃金が支払われない場合にも、失業手当の特例措置により、被災した方々（福島原子力発電所30km圏内の方々を含む）の生活の安定を図る。

(イ) 雇用調整助成金の拡充

雇用調整助成金については、青森、岩手、宮城、福島、茨城の災害救助法適用地域が対象となっている特例措置を、支援の必要な災害救助法適用地域に拡大する。

これに加えて、被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていることから、被災地の事業所と取引関係が緊密な被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所について、新たに特例措置を設ける。

また、津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図る。

(ウ) 中小企業者等の経営再建支援

被災した中小企業者及び農林漁業者の事業活動の早期再開支援や資金繰り支援等により、中小企業者や農林漁業者の早期の経営再建を支援する。

(エ) 新卒者の内定取消し等の防止・被災地の新卒者・既卒者の就職支援

<被災新卒者内定取消し防止作戦の実施>

新卒者の内定取消しの防止等のために、厚生労働大臣及び文部科学大臣の連名により、主要経済団体等に対して、採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるようにするなどの要請を実施した。

今後は、この周知に努めるとともに、新卒応援ハローワークの学生等震災特別相談窓口等で、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施する。事業主に対しては、雇用調整助成金を活用して、できる限り入社させるなどの指導を実施する。

＜被災した学卒未就職者の支援の拡充＞

震災の影響により、就職が決まらず卒業された方を支援するため、被災地に居住する卒業後3年以内既卒者を雇用する事業主に対する奨励金を拡充し、ハローワークの全国ネットワークを活用した、被災した方向けの求人確保に取り組む。また、こうした方々が1日でも早く就職できるようジョブサポーターによる就職までの継続したマンツーマンの支援や、広域職業紹介を実施する。

＜重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用＞

重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用する。

＜被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表＞

未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクト、新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）において、被災地域の新卒者等に配慮する求人情報等を集約し、4月中旬に公表するなど新卒者への就労支援を一層推進する。

(才) 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

被災に伴い解雇、雇止め、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名により、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請を実施した。今後はこの周知に努めるとともに、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の継続・確保を図る。

3. 効果的な広報による被災した方々への確実な周知

今回の震災に対応した緊急対応の広報については、各省や地方労働局等国の出先機関のホームページ、テレビ・ラジオ・新聞、チラシ・ポスターなどにお

いて行う。また、避難所への出張相談や特別相談窓口でも、被災した方が求め
るニーズに応じた情報提供を推進する。

また、被災した方、新卒者、中小企業者など、対象者ごとに政策を取りまと
め、避難所の壁新聞、地域コミュニティ誌など、地域や被災した方の状況に応
じたきめ細かい手法で、わかりやすく一括して情報提供を行う。

さらに、各種施策のQ&Aの整備を進め、説明することにより、被災した方々
に各種政策の内容が確実に理解されるようにする。

(例1) 中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報を一括して提供

(例2) 新卒者支援に関する情報を一括して提供